

3-4-① 整備事業と開館までのスケジュール(案)

□中央図書館整備のスケジュール(案)

R3-4		基本計画 研究+策定	事業具体化	立上げ準備
R3 2021	10	図書館 基本計画 策定準備部会	○課題分析	行政内 の 研究 調査 ・ 連絡 調整
	11			
	12			
	1			
R4 2022	2	図書館基本計画	○諮問	○基本計画案の報告
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
R5 2023	1	設計	○パブコメ	進行 管理
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	R6 2024			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
R7 2025		11	建築 工事	○引き渡し
	12			
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
R8 2026	11	開館準備	○開館準備	第三次 資料 選定 発注
	12			
	1			
	2			
R3-4		基本計画 研究+策定	事業具体化	立上げ準備
R3 2021		図書館 基本計画 策定準備部会	○課題分析	行政内 の 研究 調査 ・ 連絡 調整
R4 2022		図書館基本計画	○諮問	○基本計画案の報告
R5 2023		設計	○パブコメ	進行 管理
R6 2024		設計	○測量/地盤調査	第一次 資料 選定 発注
R7 2025		建築 工事	○引き渡し	第二次 資料 選定 発注
R8 2026		開館準備	○開館準備	第三次 資料 選定 発注
R3-4		基本計画 研究+策定	事業具体化	立上げ準備

□これからの事業工程を俯瞰する。

中央図書館については、図書館基本計画審議会答申の後には、市民フォーラムや説明会、ホームページ情報開示など、答申にかかる広報公聴が行われます。併行して、行政では政策として総合的な調整や精査、事業計画的な検討作業が進められます。議会や教育委員会などにも報告と意見聴取が行われます。こうした手順を踏んで、行政としての基本計画原案がまとめられて、市民に向けたパブリックコメントが行われます。これらが反映されて、舞鶴市の図書館基本計画が成立します。

中央図書館の整備については、現状では未確定ですが、どういう段階（時間と準備、手順）を経て具体化されるのかを理解するために、他所の事例を参考にして、左の表を作りました。

- 最短のスケジュールの場合を仮定したスケジュール案です。
- 令和4年の年内に中央図書館立ち上げが認知されたとします。
- ついで、中央図書館の設計者選定が進みます。
- 令和5年度は、施設の基本設計や敷地調査が行われます。図書館計画の重要な要素がこの段階で詳細に協議されます。敷地環境の設計が先行して行われることもあります。事業費概算が提示されて、検討され認知されます。
- 令和6年度は、認知された計画と事業の方針に沿って、実施設計が行われます。敷地の確定や環境整備工事が行われる場合もあります。建築の工事費積算設計、各種の法的な申請手続きが進められます。書架家具の設計も併行します。基本や実施の設計段階においては、進捗状況の節目に、市民・行政・議会・各委員会などに情報開示され、意見交換や確認が行われます。
- 令和6年度後段に、建築本体工事の建築工事会社の選定作業が行われます。工事会社の契約を議会が承認します。
- 令和7年度から、建設工事が着工されます。

建築工事の期間に、図書館は資料構築の選書発注を繰り返します。既存の東と西図書館が一部閉館され、図書資料の装備が準備されます。また、図書館設置条例が改訂され運用規則が整えられます。自動車図書館、アウトリーチサービスの準備も行われます。分館の改善研究が併行される場合もあります。

- 建築が竣工して引渡され、引越し開館準備、開館となります。

※左の事業工程については、基本計画答申(案)のまとめ議論に資する素材として、他市事業を参考に作成し提示された資料です。本市の事業計画として、確定された工程案ではありません。

3-4-② 整備事業費の概算と内訳項目(イメージ)

□中央図書館整備事業費の概算と内訳

費用項目	概算費用(税込)
●図書館建築4000㎡本体内工事費 ・オリンピック後のRC造S造建築物建設費の上昇を反映 ・図書館建築の計画時点の建設単価を税込55万円/㎡と仮定した。 (今後、コスト情報の資料を収集し調整する。)	220,000万円-
●建築本体に加算される工事費 ・杭工事	1,500万円-
●外構造園工事費 敷地内の建築外の環境整備。排水設備、電灯設備、サイン、 舗装、ファニチャー、植栽造園、駐車スペース、駐輪場、柵など	7,000万円-
●特注家具サイン工事/閉架書庫等スチール書架工事 ・開架室の様々な形式の書架、机や椅子(特注や既製)、図書館サイン ・特注書架備品と別に既製品の机椅子調度備品もこれに含める。	17,000万円-
●ICT化対応諸工事 ・新しいメディアや技術の導入。デジタルサイネージやメーカーズ スペース、3Dプリンター等のICTツールの導入と設置工事(リース外) ・BDS、監視カメラ、自動貸出装置、ほか買い取り系ICT機器費用	4,500万円-
工事系費用 小計	25億円-
●基本・実施設計	16,000万円-
●建築工事監理	4,000万円-
設計監理系費用 小計	2億円-
●敷地測量・地盤調査	1,300万円-
●敷地北側廻り広場整備費	6,000万円-
●BM自動車図書館購入費	1,100万円-
●現有蔵書のICチップ装備遡及	400万円-
●中央館立ち上げ用図書購入費	16,200万円-
●図書館情報システム整備+備品(購入とリース)	2,000万円-
●図書館備品購入費/開館準備経費 ●既存図書館と分館資料の移転業務費	3,000万円-
その他事業費 小計	3億円-
総事業費 合計	30億円-

※左記の施設面積4000㎡については、事業の具体化にあたり、資金調達や財政計画などをふまえて、総合的な精査を行政部内で行い、最終面積が確定されることとなります。

※左の事業計画については、基本計画答申(案)のまとめ議論に資する素材として、他市事業を参考に作成し提示された資料です。本市の事業計画として、確定された事業案ではありません。

◆ 中央図書館整備を進めるために

基本計画につづく開館までの段階で想像される検討の論点を、これまでの事例をもとに4つの項目で整理します。

3-5-① 整備担当チームの役割

舞鶴市に、新しい時代にふさわしい図書館サービスを創出するために、この基本計画をはじめとするさまざまな資料をベースに、また、優れた図書館施設の見学などを通じて、この事業に関わる人びとすべてが、中央図書館整備についての基本的な理解と認識を共有することになります。そのうえで、次のような準備をすることが必要です。

舞鶴市では、これから新中央図書館の建設担当チームを設けて、図書館の建設・運営に経験のある職員をはじめ、必要な体制を整えます。

その建設担当チーム(中央図書館整備担当)の業務は、一般的に次のように考えられます。

1. 図書館サービスの準備

- ① 実地調査と資料収集
 - ・最近の進んだサービスの図書館を実地に調査、関連する資料をできるだけ多く収集します。
- ② 図書館サービスの目標など計画の立案
 - ・この基本計画をベースに、さらに細かな「サービスの実施計画」をたてます。
 - ・新たな図書館ビジョンに沿った目標の更なる検討をします。
- ③ 条例、規則類の検討
 - ・新図書館建設を機に条例・規則等の見直しを検討します。
- ④ 職員の確保
 - ・職員体制(組織、業務内容、人員)を考え、定員の確保と実際の検討については関係部署と協議します。また採用職員の育成方針も検討します。
- ⑤ 資料の組織化基準の制定
 - ・資料の選定基準を作るとともに、発注や受入れまでの手順、目録・分類の基準、装備の仕様等にわたる組織化基準を作成します。
- ⑥ 業務の機械化の準備
 - ・新しい図書館サービスでは、従来にも増してICTによる電算化が求められます。このため十分な調査・研究を積んで、システム導入の準備をします。
- ⑦ 運営細則の準備
 - ・資料の配架、貸出の方法・冊数・期間、リクエスト制度、開館時間と休館日、団体貸出の方法、その他市民の図書館利用の細則を再検討します。
 - ・東図書館は現在木曜日、西図書館は月曜が休館日となっているが、立地条件を考慮し、市民の利便に沿って見直します。
 - ・開館時間は、市民の生活実態に即した利用しやすいものとします。
- ⑧ 資料の選定、発注
 - ・資料選定の方針に従って、新図書館のための図書をはじめとする多くの資料を選択し、発注します。

2. 新施設の建設

- ① 建築計画書の策定
 - ・この基本計画書が、建築計画書の基本となります。それに行政内の検討の条件が追加検討され示されます。
- ② 建設の為の庁内体制づくり
 - ・施設の建設は、単に図書館と建設担当だけが責任を負うのではなく、将来に向けての舞鶴市の重要事業として、全庁的な体制で取り組みます。そのために職員による設計の検討委員会が設けられる事例が多く、担当課は建設に参画します。
- ③ 設計者の選定と設計
 - ・建築の設計者選定は、この事業の成否を左右するほど重要です。公平・公正を旨として、舞鶴市の図書館政策に相応しい設計者を選ぶように努めます。
- ④ 建設工事の進行
 - ・舞鶴市のルールに従って、建設業者が選ばれます。建設工事は、設計者、図書館準備課に加えて、市の建設担当部局の監理によって進められます。

3-5-② 新中央図書館の建設を成功させるために

舞鶴市図書館基本計画に続く、中央図書館建設への留意点を確認します。

□市民とともにつくる

近年先例の中央図書館整備計画の具体化段階では、市民参加の検討委員会が設けられ、情報の開示とともに市民ヒアリング、フォーラム、パブリックコメントなど、市民とともに進める姿勢を打ち出しています。これらは、すぐれた、新時代にふさわしい図書館を、多くの市民が求めているからであり、住民参加型の市政の観点にそったプロセスです。

舞鶴市においても、将来の市民の意見も想像しながら、この取り組みを、図書館の完成まで持続させ、また新しい図書館のサービスが始まってからも、市民にしっかり図書館を支えてもらえるようにしたいものです。市民とともに図書館づくりを進めようとする各地の試みについても学び、これを取り入れたいと考えます。

□設計者の選定

図書館の設計者選定は、建築の成否ばかりでなく、将来の図書館サービスのあり方を大きく左右する重要な問題となります。一般的には行政に一定のルールがあって決められるのですが、建設に関わる担当者は、すぐれた図書館の建築について、設計者がどのように選ばれたかの知識を得ておき、好ましい設計者が選ばれるように準備することが必要です。

設計者の選定方法には次のようなものがありますが、その方式の土俵となる図書館への専門的知見のある審査委員の選定こそが、事業の成否を決めるとも言われています。

1. 特命方式

発注者が、見学した中の好ましい建築の設計者、設計作品や論文などから候補者をあげ、ヒアリングを行ったりして特定し、設計を発注する方式。

2. 設計競技（コンペティション）による方式

基本計画書を提示し、これに従った計画書の提出を求め、審査委員会が入選作を決め、その提案者に設計委託する方式。参加者の求め方には、複数の設計者を指名するものと、一定の条件をもつ設計者なら誰でも参加できる公開によるものがある。要点としては、

- ① 優れた提案の期待できる図書館設計実績のある設計者を指名する。
- ② 提案の為に十分な期間を用意すると共に、適切な参加報酬を支払う。
- ③ 審査は、建築、図書館などの専門家が含まれる公正な第三者を主とする審査機関（審査委員会など）にゆだね、その審査結果が尊重される。

指名、公開ともに審査を1次、2次に分け、2次審査を市民公開する例がふえています。

3. プロポーザル方式

特命方式と設計競技の中間的なものとして、この方式があります。建築計画書を示して面接によって、設計への取組みや考え方を聴取し、実績その他の資料（図面の提出は求めない）を提示してもらった上で設計者を決めます。設計競技が応募案を選ぶのに対して、この方式は設計者を選ぶということになりますが、提出資料による選定の採点が難しいといわれます。

近年は、無報酬で設計協議のようにエスキス設計プランを提出させ、提案と設計者の考えをヒアリングで特定し、提案内容の変更を前提とした設計者の選定が行われる事例もあります。

□建設業務の進行

建築の設計段階では、設計の基本方針条件はすべて建築計画書に従わなければなりません。発注者の意志である計画書は尊重されます。しかし、設計は度重なる打ち合せとスケッチの修正とによって、次第に形づくられていくもので、言葉をかえれば、市民が考え望んでいるサービスがだんだん形になっていくものだと言えます。

設計者との打ち合せとスケッチの積み重ねを通じて、具体的なサービスをイメージし、業務を確認していくこととなります。また、建築計画書がしっかりしていても、設計の進行にともなって、設計条件の変更や見直しの必要が生じてくる場合があり、それらに柔軟に対応して発注者としての意志決定をすることが求められます。

□関係者それぞれの責任

建設（施工）の段階は、基本的には、設計者、施工者などの専門家にゆだねることとなりますが、発注者側は工事の進行に伴って、その空間を確認し、サービスの場の細部を詰めていくことが必要となります。不特定多数の市民を迎え入れ、その人々に十分満足してもらうため、準備に当たる担当者、設計者、施工者が、それぞれの責任をよく理解して、協力しあえるようにしていくことが必要となります。

3-5-③ 図書館運営上のいくつかの課題

中央図書館の開館準備への留意点を確認します。

□大切な条例と規則

このたびの新中央図書館建設に当っては、舞鶴市全体の図書館システムの将来像と成長のための再編も視野に入れ、図書館サービス網の中心機能を持つ中央図書館を考えます。

そのため、これまでの図書館設置条例の内容を再検討することも必要と考えられます。

この条例は、舞鶴市が将来にわたって、どのようなサービスを市民に約束するかを明らかにするものでもあります。

図書館法 第10条は、図書館設置の目的や、運営に関する主要な事項を〈条例〉によって定めるようにと規定しています。自治体の議会の審議を経て、住民に内容や審議の過程が明らかにされることを期待しているといつてよいでしょう。現行の条例では、

※図書館法第10条(設置)
公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

＜舞鶴市立図書館条例＞ 昭和26年条例第12号 改正平成元年3月29日条例第4号 (設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法第10条の規定に基づき、次に定める舞鶴市立図書館を設置する。

この設置条例を見ると、多くの行政がそうであるように「図書館法第10条の規定に基づき、図書館を設置する」となっていますが、法第10条は、図書館の設置そのものについてではなく、図書館を設置する場合には条例に基づくことの義務を表現しています。ここは、見直すとすれば「図書館法第10条の規定により、この条例を制定する」です。近年、これについての研究や試みが各地であり、以下にいくつか参考例示しておきます。

＜伊万里市民図書館設置条例＞ (設置及び目的)

第1条 伊万里市は、全ての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する。

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

＜豊津町立図書館設置及び管理に関する条例＞

第1条 ひとりひとりの個人の知る自由を保障し、時を越えて貯えられた図書館資料や情報を図書館が提供し、需要を把握するとともに、その機能と活動によって、自らが学び成長するとともに潤いのある生活文化を創造し、町の自然と風土や歴史がいきる豊かで住み良い町づくりに資するため、図書館法(昭和25年法律第118号)の定めるところにより、豊津町立図書館を設置する。

第6条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人に関する情報を漏らしたはならない。

＜苜田町立図書館の設置及び管理に関する条例＞

第1条 この条例は、すべての町民の図書その他の図書館資料に対する要求にこたえ、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、町民の生涯にわたっての自己学習を保障し、すべての町民の暮らしに役立ち、暮らしを高める、暮らしに根ざす文化の町づくりに資するため設置する苜田町立図書館の管理について必要な事項を定めるものとする。

第8条 図書館は、苜田町内で自主的に地域図書館活動を行うものに対し、図書の貸出等の援助を行う。

図書館の設置条例で、設置の趣旨や目的を謳うようになったのは最近の傾向で、図書館を求める住民の強い意向が反映しています。条例で目的を明確に謳うのは、自治体の意気込みを表わしますが、参考例示のいずれの図書館設置条例も「利用者の秘密を守る義務」を掲げていることにも注目します。苜田町立図書館は「地域図書館活動に対する援助」の1条を設け、町民の活動を応援する姿勢を見せていることも、特色の一つにあげられます。

運営規則は、設置条例の精神に基づいて、サービスのありようを具体的に規定します。規則には、図書館サービスの全容(図書館法第3条の掲げるものを敷衍する)・個人貸出・団体貸出・分館・集会機能の利用・資料の受贈及び寄託などを具体的に規定し、市民の人権に関わる事にも留意して、図書館長の権限でできる利用の制限等も盛り込まれます。

□図書館協議会の重要性の確認

図書館協議会の目的は、「住民の具体的な図書館に対する要望なり意見なりを、図書館奉仕を実施する責任者とも言うべき館長に対して反映せしむるために置かれるのである」と述べられたように単なる諮問機関に留まるものではありません。また、委員構成について、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法」において、図書館法第14条のように改正され、自治体の自由裁量の幅を広げ、より広く市民参加が可能になりました。しかし、委員構成によっては、図書館協議会が必ずしも有効に機能しない場合があります。選出枠の再検討とともに、公募委員と定数の増加が必要で、また、会議回数の増加も求められます。さらに協議会が有効に機能して、市民のために、市民とともにある図書館のありようが見えてきます。近年、学識経験者の枠を広げ、住民から委員を公募などして、図書館をよく利用している住民を主体に構成している自治体も多い。舞鶴市の図書館協議会においても、立法の趣旨を研究して協議会の委員定数や構成を検討されると良いでしょう。

※「図書館協議会の目的」
出典：『図書館法』
立法時の文部省社会教育局長による著書。

※「図書館法第14条規定」
第14条(図書館協議会)
公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

3-5-④ 市民とともに進める図書館サービス

いよいよ中央図書館が開館してからの、市民参画の形を他市の事例から考えます。

□図書館友の会

図書館をサポートするために、「図書館友の会」「図書館フレンズ」などの市民の組織が各地で作られるようになっていきます。こうした組織は、市民の望む図書館サービスを考え、施設の計画・建設を進める過程で、市民が「自分たちの図書館ができるのだ」という意識をもち、その運動の発展の形として生まれることが望ましいと言われます。図書館と市民が向き合い、市民は図書館のことをよく知り、図書館は市民の願いを真剣に汲み取る、そういう関係をしっかり築いていきたい。「友の会」は、一人でも多くの市民に図書館のことを知ってもらう働きをします。「友の会に入れば、図書館のさまざまな仕事の手伝いができます」と、あたかもボランティアの元締めのような活動をしている例もありますが、これは本物の「友の会」の姿ではありません。

アメリカではほとんどの公共図書館に「友の会」(Library Friends あるいは Friends of Library)があります。そして全国組織の全米図書館友の会の『FRIENDS OF LIBRARIES SOURCEBOOK』を刊行し機関誌も出しています。この資料集の冒頭に「人生と同じように図書館にも友人が必要だ」とあり、また、「コミュニティがさまざまなように、友の会の活動もさまざまだ」ともあります。アメリカの友の会では、資金の調達に力を入れ、資金によって図書館をサポートし、いろいろな集まりを企画し、職員研修なども支援しています。NPO(非営利法人)となり、友の会への寄付金が非課税となるようにするためです。

友の会の大切な仕事の一つに、広報活動があります。会報を出し、図書館の今を市民に伝えたり、新しい図書館が生まれると見学をしてレポートを載せることもしています。

□ボランティアと図書館

舞鶴市では東西の図書館サービスが始まった時期からこれまで、子どもへの本の読み聞かせ、目の不自由な人のための朗読など、市民や支援機関と共にボランティアとして活動をしています。また、図書館に寄り添う市民学習グループも長く活動を続けています。

ボランティアは、市民一人ひとりがかつ能力と時間とを、図書館のために役立てるという、参加する側の自発性が基本になります。予算にしても職員体制にしても、自治体としての責任を果たし、それでも足りないところを市民が進んで補い支える、あるいはいま、図書館に欠けている多様な専門分野の知識を、知見を有する市民が提供するというのが、ボランティアとなるべきです。

サービスが活発となり、日々の貸出・返本が大量になると、それを整理する人手は相当のものになります。しかしそれは、図書館サービスをはじめると、あらかじめ想定されている業務であり、ボランティアに頼るものではありません。

しかし、他都市事例では、ボランティア=労力奉仕と捉えられ、例えば「友の会/会員募集/仕事:書架整頓」というポスターが堂々と貼られている例も見られます。図書館サービスでは、必要な職員を確保することはなかなか困難で、いきおい市民の労力奉仕を得たくなるのですが、そのように安易にボランティアを考えていいとは思われません。

図書館がボランティアを受け入れるには、いつ、誰に、どのようなことをしてもらうか、それをコーディネート(調整)する人が必要となります。その調整役は図書館員が担いますが、催事などの進行では協力するボランティアも必要になります。

また、ボランティアとして図書館に関わってもらうためには、図書館についての基本的な知識、理念を理解してもらうことが欠かせません。参加エントリー研修を行う図書館の先例もみられます。

※米国の図書館事情参考文献
『見た聞いた撮ったアメリカの公共図書館、サービスとその建築』菅原峻 著
図書館計画施設研究所 編

※米国の図書館フレンズ事情
『5つのまちの10の図書館 : アメリカに市民の図書館をたづねて』菅原峻 著
図書館計画施設研究所 編